

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="371 288 920 316">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p data-bbox="383 360 909 387">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p data-bbox="208 432 577 459">（特例輸入者の承認申請手続）</p> <p data-bbox="170 472 1126 751">7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 2 - 6 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 7 の 2 - 7 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p data-bbox="192 762 1126 1042">ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p data-bbox="192 1053 1111 1118">なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p data-bbox="192 1129 349 1157">(1) （省略）</p> <p data-bbox="192 1168 1126 1410">(2) 令第 4 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p data-bbox="215 1422 432 1449">イ～ニ （省略）</p>	<p data-bbox="1357 288 1906 316">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p data-bbox="1368 360 1895 387">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p data-bbox="1200 432 1570 459">（特例輸入者の承認申請手続）</p> <p data-bbox="1162 472 2119 751">7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 2 - 6 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 7 の 2 - 7 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行う。</p> <p data-bbox="1184 762 2119 1042">ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。</p> <p data-bbox="1184 1053 2119 1118">なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p data-bbox="1184 1129 1341 1157">(1) （同左）</p> <p data-bbox="1184 1168 2119 1410">(2) 令第 4 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 67 条の 3 第 1 項第 1 号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することができる。</p> <p data-bbox="1207 1422 1424 1449">イ～ニ （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（削除）</u></p> <p>ホ （省略）</p> <p>ヘ 「<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について</u>」（平成19年 3 月 31日財関第418号）別紙 1 の 4 ①、③及び④に規定する特例申告貨物の保管施設又は蔵置場所</p> <p>ト （省略）</p> <p>チ 輸入業務に携わる担当者（「<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について</u>」 2(1)②に規定する担当者をいう。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴</p> <p>リ 税関手続（輸入貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>ヌ 輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>ル （省略）</p> <p>(3) （省略）</p> <p>（担保提供命令の変更）</p> <p>7 の 8 - 3 法第 7 条の 8 第 2 項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者に対して命じた担保の変更</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 担保の金額の変更による増担保の提供については、後記 9 の 11 - 9 に規定する取扱いに準じて処理する。</p> <p>ニ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>ホ <u>特例申告を行う予定の官署名（当該官署が複数予定されている場合には、全ての官署名）</u></p> <p>ヘ （同左）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p>ト （同左）</p> <p>チ 輸入業務に携わる担当者（<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年 3 月 31日財関第418号） 2(1)②に規定する担当者をいう。</u>）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴</p> <p>リ 税関手続（輸入貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</p> <p>ヌ <u>上記りに規定する通関業者が認定通関業者である場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第105号） 5 - 2 の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</u></p> <p>ル 輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ヲ （同左）</p> <p>(3) （同左）</p> <p>（担保提供命令の変更）</p> <p>7 の 8 - 3 法第 7 条の 8 第 2 項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 特例輸入者に対して命じた担保の変更</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 担保の金額の変更による増担保の提供については、後記 9 の 6 - 9 に規定する取扱いに準じて処理する。</p> <p>ニ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>55-1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記50-3(1)の規定並びに7の2-5(2)のイからニまで、チ及びヌの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（<u>「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」</u>2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「支配人その他の主要な従業者」と、同項の(2)ヌ中「輸入貨物の管理を申請者以外の者に」とあるのは「自らの貨物管理の一部について業務を」と、「その者の氏名又は名称及び住所又は居所」とあるのは「その者の氏名又は名称<u>及び住所又は居所並びに業務委託に関する契約の内容等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(3)～(8) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般輸出通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>別表第1</p>	<p style="text-align: center;">第4章 保税地域</p> <p style="text-align: center;">第3節 保税蔵置場</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>55-1 法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 承継の承認申請書の添付書類については、前記50-3(1)の規定並びに7の2-5(2)のイからニまで、チ及び<u>ル</u>の規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の(2)チ中「輸入業務に携わる担当者（<u>特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成19年3月31日財関第418号）</u>2(1)②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「支配人その他の主要な従業者」と、同項の(2)<u>ル</u>中「輸入貨物の管理を申請者以外の者に」とあるのは「自らの貨物管理の一部について業務を」と、「その者の氏名又は名称及び住所又は居所<u>並びに責任者の氏名</u>」とあるのは「その者の氏名又は名称、<u>住所又は居所、責任者の氏名及び業務委託に関する契約の内容等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(3)～(8) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第1節 一般輸出通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>別表第1</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (イ)輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号)	(省略)	第1条第1項及び第2条第1項の規定により、経済産業大臣が、第2条第1項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証 第12条((権限の委任))の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した輸出承認証	イ. 外国為替及び外国貿易法関係 (イ)輸出貿易管理令 (昭和24年政令第378号)	(同左)	第1条第1項及び第2条第1項の規定により、経済産業大臣が、第2条第1項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証 第11条((権限の委任))の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した輸出承認証
(ロ) (省略)	(省略)	(省略)	(ロ) (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 及びハ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 及びハ. (同左)	(同左)	(同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		
第1節の2 輸出申告の特例			第1節の2 輸出申告の特例		
(特定輸出者の承認申請手続) 67の3-4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承			(特定輸出者の承認申請手続) 67の3-4 法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C-9000）（以下この項から後記67の3-5までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第59条の10第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>イ～ニ （省略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>ホ （省略）</p> <p><u>ハ 「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）別紙1の4①、③及び④に規定する特定輸出貨物の保管施設等又は蔵置場所並びに外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称</u></p> <p>ト （省略）</p> <p>チ （省略）</p> <p>リ 輸出業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領</p>	<p>認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第59条の10第1項第4号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略し、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。</p> <p>イ～ニ （同左）</p> <p><u>ホ 特定輸出申告を行う予定の官署名（当該官署が複数予定されている場合には、全ての官署名）</u></p> <p><u>ハ （同左）</u></p> <p><u>ト 貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称</u></p> <p>チ （同左）</p> <p>リ （同左）</p> <p>ヌ 輸出業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
<p>について」 2(4)②において準用する(1)②に規定する担当者をいう。) の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴</p> <p>又 税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあつては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所 (削除)</p> <p>ル 輸出貨物の管理（法第67条の6第2号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>ヲ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令名</th> <th style="text-align: center;">輸入の規制に関する条項</th> <th style="text-align: center;">確認する許可書又は承認書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(フ) (省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	イ. (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(フ) (省略)	(省略)	(省略)	<p>について」(平成19年3月31日財関第418号) 2(4)②において準用する(1)②に規定する担当者をいう。) の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴</p> <p>ル 税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあつては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ヲ 上記ルに規定する通関業者が法第79条第1項の認定を受けている場合にはその旨及び認定を受けた年月日、当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5-2の(2)のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</p> <p>ワ 輸出貨物の管理（法第67条の6第2号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</p> <p>カ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用については、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令名</th> <th style="text-align: center;">輸入の規制に関する条項</th> <th style="text-align: center;">確認する証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. (同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> <tr> <td>ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(フ) (同左)</td> <td>(同左)</td> <td>(同左)</td> </tr> </tbody> </table>	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	イ. (同左)	(同左)	(同左)	ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(フ) (同左)	(同左)	(同左)
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等																	
イ. (省略)	(省略)	(省略)																	
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(フ) (省略)	(省略)	(省略)																	
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等																	
イ. (同左)	(同左)	(同左)																	
ロ. 輸入制限、禁止関係 (イ)～(フ) (同左)	(同左)	(同左)																	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>(リ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)</p>	<p>(省略)</p>	<p>(1)医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア. 及びイ. (省略) ウ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用高度管理医療機器、<u>動物用管理医療機器又はその構成部品たる医療機器</u>を輸入する場合 （ア）及び（イ）(省略) エ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12第1項の規定に基づき製造販売の届出を行った一般医療機器<u>又はその構成部品たる医療機器</u>を輸入する場合 （ア）(省略) （イ）農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押された動物用医療機器製造販売届出書（<u>農林水産省共通申請サービスにより届出を行ったものについては届出の確認番号が表示された画面を画面に出力したもの</u>）<u>又はその写し</u> オ. (省略) カ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12</p>	<p>(リ) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)</p>	<p>(同左)</p>	<p>(1)医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合 ア. 及びイ. (同左) ウ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用高度管理医療機器<u>又は動物用管理医療機器</u>を輸入する場合 （ア）及び（イ）(同左) エ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12第1項の規定に基づき製造販売の届出を行った一般医療機器を輸入する場合 （ア）(同左) （イ）農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押された動物用医療機器製造販売届出書<u>又はその写し</u> オ. (同左) カ. 第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p>第 1 項の規定に基づき製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>ア) (省略)</p> <p>イ) 農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書（農林水産省共通申請サービスにより届出を行ったものについては届出の確認番号が表示された画面を書面に出力したもの）又はその写し</p> <p>ウ) (省略)</p> <p>キ. 及びク. (省略)</p> <p>ケ. <u>第23条の2の3第1項の登録を受けた者が構成部品たる医療機器を輸入する場合</u> <u>動物用医療機器製造業登録証</u>又はその写し</p> <p>コ. (省略)</p> <p>サ. (省略)</p> <p>(2)第56条の2第1項の規定に基づく確認を受けた者が動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合 動物用医薬品等取締規則 (平成16年農林水産省令第107号) 第179条の2に基づき、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の「輸入確認済</p>			<p>第 1 項の規定に基づき製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合</p> <p>ア) (同左)</p> <p>イ) 農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書又はその写し</p> <p>ウ) (同左)</p> <p>キ. 及びク. (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ケ. (同左)</p> <p>コ. (同左)</p> <p>(2)第56条の2第1項の規定に基づく確認を受けた者が動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合 動物用医薬品等取締規則 (平成16年農林水産省令第107号) 第179条の2に基づき、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の「輸入確認済</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
(ヌ) (省略)	(省略)	」の印が押なつされた「 <u>確認 済輸入確認申請書</u> 」(農林水産 <u>省共通申請サービスにより申 請を行ったものについては申 請に対する輸入確認番号が表 示された画面を書面に出力し たもの</u>) 又はその写し (3) (省略)	(ヌ) (同左)	(同左)	」の印が押なつされた「確認 済輸入確認申請書」又はその 写し (3) (同左)
(ル) 水産資源保護 法 (昭和26年法律第 313号)	第13条第1項 《輸入の許可》	第13条第1項の規定により農 林水産大臣の許可を要する水 産動物及びその容器包装を輸 入する場合には、同条第4項 の規定により農林水産大臣が 交付する「輸入許可証」(水産 資源保護法施行規則(昭和27 年農林省令第44号)別記様式 第2号) 又はその写し	(ル) 水産資源保護 法 (昭和26年法律第 313号)	第13条の2第1 項《輸入の許可 》	第13条の2第1項の規定によ り農林水産大臣の許可を要す る水産動物及びその容器包装 を輸入する場合には、同条第 4項の規定により農林水産大 臣が交付する「輸入許可証」 (水産資源保護法施行規則 (昭和27年農林省令第44号) 別記様式第2号) 又はその写 し
(ヲ)～(ウ) (省略)	(省略)	(省略)	(ヲ)～(ウ) (同左)	(同左)	(同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		
第7節 知的財産侵害物品(輸出)			第7節 知的財産侵害物品(輸出)		
(輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)			(輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い)		
69の4-7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸出差止申 立ての受理又は不受理の決定を行う。			69の4-7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸出差止申 立ての受理又は不受理の決定を行う。		
(1)及び(2) (省略)			(1)及び(2) (同左)		
(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに			(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>際して、申立人に対して下記イからハマまでの事項を通知するものとする。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、<u>実用新案法</u>第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。</p> <p>ハ （省略）</p> <p>(4)及び(5) （省略）</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の6－1 法第69条の6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i （省略）</p> <p>ii 法第69条の6第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記9の<u>11</u>－1の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(ロ) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>11</u>－3及び9の<u>11</u>－4の規定に準じて取り扱う。</p>	<p>際して、申立人に対して下記イからハマまでの事項を通知するものとする。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ 輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、<u>実用新案権法</u>第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。</p> <p>ハ （同左）</p> <p>(4)及び(5) （同左）</p> <p>（輸出差止申立てに係る供託等）</p> <p>69の6－1 法第69条の6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i （同左）</p> <p>ii 法第69条の6第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記9の<u>6</u>－1の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(ロ) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>6</u>－3及び9の<u>6</u>－4の規定に準じて取り扱う。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ハ)及び(ニ) (省略) ロ (省略) (3)～(9) (省略)</p> <p>(通関解放金) 69の10-2 法第69条の10第3項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (省略) (2) 供託等の取扱い イ 金銭又は有価証券を供託する場合 (イ) 供託物の種類 i (省略) ii 法第69条の10第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の<u>11</u>-1の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。 (ロ) 国債、地方債、社債等の価額 国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>11</u>-3及び9の<u>11</u>-4の規定に準じて取り扱う。 (ハ)及び(ニ) (省略) ロ (省略) (3)～(8) (省略)</p> <p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い) 69の13-7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p>	<p>(ハ)及び(ニ) (同左) ロ (同左) (3)～(9) (同左)</p> <p>(通関解放金) 69の10-2 法第69条の10第3項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (同左) (2) 供託等の取扱い イ 金銭又は有価証券を供託する場合 (イ) 供託物の種類 i (同左) ii 法第69条の10第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の<u>6</u>-1の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。 (ロ) 国債、地方債、社債等の価額 国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>6</u>-3及び9の<u>6</u>-4の規定に準じて取り扱う。 (ハ)及び(ニ) (同左) ロ (同左) (3)～(8) (同左)</p> <p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>(輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い) 69の13-7 申立先税関の本関知的財産調査官は、以下により輸入差止申立ての受理又は不受理の決定を行う。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハまでの事項を通知するものとする。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 輸入差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、<u>実用新案法</u>第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 法第69条の15第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記9の<u>11-1</u>の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(ロ) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>11-3</u>及び9の<u>11-4</u>の規定に準じて取り扱う。</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハまでの事項を通知するものとする。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸入差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、<u>実用新案権法</u>第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立てに係る供託等)</p> <p>69の15-1 法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i (同左)</p> <p>ii 法第69条の15第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記9の<u>6-1</u>の(1)及び(2)に準じて取り扱う。</p> <p>ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。</p> <p>(ロ) 国債、地方債、社債等の価額</p> <p>国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>6-3</u>及び9の<u>6-4</u>の規定に準じて取り扱う。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ハ)及び(ニ) (省略) ロ (省略) (3)～(9) (省略)</p> <p>(通関解放金) 69の20-2 法第69条の20第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 (1) (省略) (2) 供託等の取扱い イ 金銭又は有価証券を供託する場合 (イ) 供託物の種類 i (省略) ii 法第69条の20第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の<u>11-1</u>の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。 ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。 (ロ) 国債、地方債、社債等の価額 国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>11-3</u>及び9の<u>11-4</u>の規定に準じて取り扱う。 (ハ)及び(ニ) (省略) ロ (省略) (3)～(8) (省略)</p>	<p>(ハ)及び(ニ) (同左) ロ (同左) (3)～(9) (同左)</p> <p>(通関解放金) 69の20-2 法第69条の20第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。 (1) (同左) (2) 供託等の取扱い イ 金銭又は有価証券を供託する場合 (イ) 供託物の種類 i (同左) ii 法第69条の20第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の<u>6-1</u>の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。 ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。 (ロ) 国債、地方債、社債等の価額 国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の<u>6-3</u>及び9の<u>6-4</u>の規定に準じて取り扱う。 (ハ)及び(ニ) (同左) ロ (同左) (3)～(8) (同左)</p>
第9章 雑則	第9章 雑則
<p>(保税蔵置場の許可手数料等の起算日) 100-5 <u>保税蔵置場の許可手数料等の起算日の取扱いは次によることとする。</u> (1) <u>手数料令第2条第1項、第3条第1項及び第4条第1項に規定する</u></p>	<p>(保税蔵置場等の許可手数料の起算日) 100-5 <u>手数料令第2条第1項《保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料》、第3条第1項《保税工場の許可手数料》及び第4条第1項《総合保税地域の許可手数料》に規定する「許可の日」とは、許可期間の起算</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「許可の日」とは、許可期間の起算日をいい、許可の処分を行った日をいうものではない。</p> <p>なお、許可期間を更新する場合も同様とする。</p> <p><u>(2) 手数料令第 9 条第 3 項に規定する「許可又は承認の日」とは、許可又は承認期間の起算日をいい、許可又は承認の処分を行った日をいうものではない。</u></p> <p><u>なお、許可又は承認期間を更新する場合も同様とする。</u></p> <p><u>また、同条第 4 項に規定する「変更の日」とは、その変更された事項に基づき保税蔵置場等としての業務を開始する日をいう。</u></p> <p>（「手数料の額」の範囲）</p> <p>100-10 手数料令第 2 条第 3 項にいう「第 1 項の手数料の額」には、同条第 2 項の規定により増額される場合を含むものとする。</p> <p>（届出蔵置場に係る取扱い）</p> <p>101-4 手数料令第 2 条第 4 項に規定する届出蔵置場又は同令第 3 条第 3 項に規定する届出工場に係る取扱いは、次による。</p> <p>(1) 届出蔵置場又は届出工場に係る手数料の免除等は、以下の日を起算日として行うこととする。</p> <p>イ <u>前記 50-1 (1) 又は 61 の 5-1 において準用する 50-1 (1) に規定する届出書に記載された届出蔵置場又は届出工場としての業務を開始する日</u></p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>（廃業予定の保税蔵置場に係る取扱い）</p> <p>101-5 翌月以降に廃業（届出蔵置場等になることに伴うものを含む。以下この章において同じ。）予定であることが判明している場合には、当該廃業予定の日の属する月については、<u>廃業予定の日</u>（届出蔵置場等になることに伴う場合には、<u>前記 101-4 (1) イ に規定する日の前日</u>）まで日割りで計算した額が、<u>当該月分の許可手数料として納付すべき額</u>となる。</p>	<p>日をいい、許可の処分を行った日をいうものではない。</p> <p>なお、許可期間を更新する場合も同様とする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>（「手数料の額」の範囲）</p> <p>100-10 手数料令第 2 条第 4 項にいう「第 1 項の手数料の額」には、同条第 3 項の規定により増額される場合を含むものとする。</p> <p>（届出蔵置場に係る取扱い）</p> <p>101-4 手数料令第 2 条第 4 項に規定する届出蔵置場又は同令第 3 条第 3 項に規定する届出工場に係る取扱いは、次による。</p> <p>(1) 届出蔵置場又は届出工場に係る手数料の免除等は、以下の日を起算日として行うこととする。</p> <p>イ 前記 50-1 (1) 又は 61 の 5-1 において準用する 50-1 (1) に規定する届出書が受理された日</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>（廃業予定の保税蔵置場に係る取扱い）</p> <p>101-5 翌月以降に廃業（届出蔵置場等になることに伴うものを含む。以下この章において同じ。）予定であることが判明している場合には、当該廃業予定の日の属する月については、<u>同項の規定に基づき、廃業予定の日</u>（届出蔵置場等になることに伴う場合には<u>その前日</u>）まで日割りで計算した額が、<u>翌月分の許可手数料として納付すべき額</u>となる。</p> <p>監視部保税許可部門等（以下この項において「許可部門という。」）に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>監視部保税許可部門等（以下この項において「許可部門という。」）においては、翌月に廃業予定の保税蔵置場等があることが判明した場合には、以下の事項に留意した上で、速やかにその旨及び債権消滅の日を業務部歳入担当（以下この項において「歳入担当」という。）に通知するものとする。</p> <p>(1) 許可部門から歳入担当への通知は、具体的には、法第50条第1項の規定に基づく承認の申請の際に提出される届出予定蔵置場等一覧に、当該届出予定場所に係る許可蔵置場等については<u>届出蔵置場又は届出工場としての業務を開始する日に廃業予定である旨申請者等に記載を求め、当該一覧の写し等を及び債権が消滅する旨の通知書を歳入担当に送付する方法により行う。</u>ただし、各税関の事情に応じ、これ以外の方法によることを妨げない。</p> <p>(2) 上記(1)については、納入告知書作成のための手続上の観点から、原則として<u>廃業予定の日の属する月の前月 6 日までに</u>行うこととし、納入告知書の発送後に判明した場合には、過大な許可手数料を納付することのないよう、速やかに当該保税蔵置場の被許可者に連絡するとともに、納入告知書を回収する。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>においては、翌月に廃業予定の保税蔵置場等があることが判明した場合には、以下の事項に留意した上で、速やかにその旨及び債権消滅の日を業務部歳入担当（以下この項において「歳入担当」という。）に通知するものとする。</p> <p>(1) 許可部門から歳入担当への通知は、具体的には、法第50条第1項の規定に基づく承認の申請の際に提出される届出予定蔵置場等一覧に、当該届出予定場所に係る許可蔵置場等については<u>届出予定日に廃業予定である旨を申請者等に記載させ、当該一覧の写し等を及び債権が消滅する旨の通知書を歳入担当に送付する方法により行う。</u>ただし、各税関の事情に応じ、これ以外の方法によることを妨げない。</p> <p>(2) 上記(1)については、納入告知書作成のための手続上の観点から、原則として<u>前月 6 日までに</u>行うこととし、納入告知書の発送後に判明した場合には、過大な許可手数料を納付することのないよう、速やかに当該保税蔵置場の被許可者に連絡するとともに、納入告知書を回収する。</p> <p>(3) （同左）</p>